令和3年12月22日 泉佐野市条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、空き地に繁茂した雑草等による不良な状態を解消し、清潔を保持することに関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
- (1) 空き地 現に人が使用していない土地 (田、畑及び山林を除く。) をいう。
- (2) 不良な状態 空き地における雑草等(雑草、枯れ草及びこれらに類する竹木をいう。) の繁茂により次のいずれかの状態が生じ、周辺の生活環境が著しく損なわれている状態をいう。
- ア ごみの不法投棄を誘発する状態
- イ 悪臭又は衛生上有害な虫その他の動物の発生
- ウ 火災又は犯罪を誘発するおそれがある状態
- (3) 所有者等 空き地を所有、占有又は管理(以下「所有等」という。) する者をいう。 (所有者等の責務)
- 第3条 所有者等は、所有等をする空き地が不良な状態にならないよう努めなければならない。
- 2 所有者等は、所有等をする空き地が不良な状態となった場合は、速やかにその状態の解消に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、空き地の適正な管理に関する指導その他必要な施策を実施しなければならない。

(調查)

- 第5条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、不良な状態にある空き地の所有者等に対して、次に掲げる事項について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。
- (1) 空き地における不良な状態の内容並びに使用及び管理の状況
- (2) 空き地における所有者等の状況、親族関係その他当該所有者等に関する事項
- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく事務以外の事務のために保有する情報を利用し、又は他の実施機関(泉佐野市個人情報保護条例(平成11年泉佐野市条例第28号)第2条第4号に規定する実施機関をいう。次項において同じ。)に対して必要な情報の提供を求め、若しくは情報を提供することができる。
- 3 市長以外の実施機関は、前項の規定により市長から情報の提供を求められたときは、当

該実施機関が保有する情報を提供することができる。

- 4 市長は、空き地が不良な状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、この条例 の施行に必要な限度において、職員に当該空き地に立ち入らせて状態を調査させ、又は当該 空き地の所有者等その他関係者(以下「調査対象者」という。)に質問させることができる。
- 5 市長は、前項の規定により職員を空き地に立ち入らせようとするときは、当該空き地に 係る所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、通知することが困難であるとき 又は緊急の必要があると認めるときは、その限りでない。
- 6 第4項の規定による立入、調査又は質問(以下「立入調査等」という。)を行う職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、調査対象者から請求があったときは、これを提示しなけれ ばならない。
- 7 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (関係機関等との連携)
- 第6条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、他の地方公共団体の 長その他の関係機関に対して、所有者等の情報の提供その他市長が特に必要があると認め る事項について協力を求めることができる。
- 2 市長は、前項に規定する協力を得るために、この条例の施行に必要な限度において、同項に定める者に情報を提供することができる。

(助言又は指導)

第7条 市長は、空き地が不良な状態にあると認めるときは、当該空き地に係る所有者等に対し、これを解消するために必要な範囲で助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

- 第8条 市長は、前条の助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお空き地が不良な状態にあると認めるときには、当該助言又は指導を受けた所有者等(不良な状態を解消するために必要な権限を有する者に限る。次条第1項において同じ。)に対し、相当の期間を定めてその状態を解消するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の勧告を行うに当たっては、泉佐野市環境衛生審議会の意見を聴かなければならない。

(命令)

- 第9条 市長は、前条の勧告をしたにもかかわらず、なお空き地が不良な状態にある場合であって、当該空き地に係る近隣の住民の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、 当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 市長は、前項の命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に係る措置をとらなかったときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。
- (1) 命令に従わない者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

- (2) 不良な状態にある空き地の所在地
- (3) 命令によりとるべきとされた必要な措置の内容
- 3 市長は、前項の公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表に係る者にその理由を 通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第10条 市長は、前条第1項の措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者にしてこれをさせることができる。

(緊急措置)

- 第11条 市長は、空き地における不良な状態に起因して市民の生命、身体、又は財産に危害が及ぶことを防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要最小限の措置をとることができる。
- 2 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の措置に要した費用は、当該措置をとった空き地の所有者等の負担とする。 (委任)
- 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第13条 第9条第1項の命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。